令和８年度

仙台北部道路

Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社
東北支社　仙台東管理事務所

目　次

頁

１．　工事概要 1
２．　適用する共通仕様書 1
３．　間接工事費の変更 1
４．　材料調達に伴う変更 3
５．　カーボンニュートラル推進工事 3
６．　配置技術者について 4
７．　工事用地等に関する事項 5
８．　関連施設その他との関係 5
９．　作業日及び作業期間に関する事項 6
１０．関連工事に関する事項 7
１１．工程表及び履行報告に関する事項 7
１２．工事用道路に関する事項 8
１３．保安に関する事項 9
１４．環境保全に関する事項 10
１５．再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項 11
１６．部分使用に関する事項 12
１７．現場環境改善に関する事項 12
１８．道路構造物点検の実施 13
１９．三者協議会に関する事項 14
２０．設計変更ガイドラインの活用について 15
２１．工事変更等検討会の設置について 15
２２．工事に関する共通事項 15
２３．工事細部に関する事項 20
２４．補足事項 24

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４	材料調達変更計画書の提出について
様式－５	材料調達実績報告書の提出について
様式－６	カーボンニュートラル施工計画書
様式－７	工程表
様式－８	工事履行報告
様式－９	再生資源供給可能量の照会について
様式－１０	再生資源供給可能量報告書
様式－１１	工事記録情報　完了届
別添－１	仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事　三者協議会協定書(案)

１．工事概要

１－１　工事名　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

１－２　道路名　　三陸自動車道
　　仙台北部道路

１－３　工事箇所　　三陸自動車道
（自）宮城県　宮城郡　利府町　加瀬　（利府塩釜ＩＣ）
緯度 140° 59’20” 経度 38° 19’20”
（至）宮城県　宮城郡　利府町　春日　（利府中ＩＣ）
緯度 141° 00’00” 経度 38° 20’20”
仙台北部道路
（自）宮城県　宮城郡　利府町　加瀬　（利府ＪＣＴ）
緯度 140° 58’40” 経度 38° 18’40”
（至）宮城県　富谷市　穀田　（富谷ＪＣＴ）
緯度 140° 53’20” 経度 38° 22’20”

１－４　施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

・市街地部（ＤＩＤ地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

２．適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

３．間接工事費の変更

３－１　対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

（１）営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

（２）労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

（３）上記（１）（２）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

３－２　工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

３－３　間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から１４日以内に本特記仕様書３－２「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式－１）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

３－４　間接工事費の増加費用の協議

（１）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式－２）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

（２）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（３）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式－３）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

３－５　受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

３－６　実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

（１）共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（２）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（３）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

（４）全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

３－７　虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

３－８　疑　義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

４．材料調達に伴う変更

４－１　対象となる資材等

骨材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－４）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－５）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。

なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規　格	調達地域等
骨材	C-40、栗石（径15cm内外）	宮城県
	割栗石（径15cm～20cm）	

４－２　虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

５．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

５－１　評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行い、実施が確認できる取り組み

（２）工事受注者が技術提案として提案していない取り組み（入札公告において技術提案を求めている工事の場合）

（３）次のいずれかを行う取り組み

・CO2排出量の削減に寄与する取り組み

・CO2の吸収に寄与する取り組み

・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（４）発注者が費用を計上していない取り組み
（５）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
（６）本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み
なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

５－２　取り組みの提案及び加点評価対象の通知

（１）受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－６-１）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「５－1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。
なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

５－３　履行確認

（１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

５－４　費　用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

６．配置技術者について

６－１　配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

６－２　特例監理技術者の兼務について

共通仕様書１－７－３「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

１）　対象範囲

常磐自動車道 新地ＩＣから亘理ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村
仙台東部道路 亘理ＩＣから仙台港北ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村
三陸自動車道 仙台港北ＩＣから利府中ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村
仙台北部道路 利府ＪＣＴから富谷ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村
仙台南部道路 仙台若林ＪＣＴから仙台南ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

７．工事用地等に関する事項

７－１　工事用地等の確保

契約書第１６条第１ 項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期（用地の確保が完了する時期）は下表のとおりである。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

工事箇所	所在地	面　積	使用可能期間	備　考
No.1 参考図No.1	宮城郡利府町春日字岩沢27-1 宮城郡利府町春日字岩沢32-2 宮城郡利府町春日字岩沢33-1	約60m2	工事期間中	発注者で借地
No.2 参考図No.2	宮城郡利府町沢乙字山岸70-1	約160m2	工事期間中	発注者で借地
No.3 参考図No.3	宮城郡利府町沢乙字大沢西63-1 宮城郡利府町沢乙字大沢西65-1	約110m2	工事期間中	発注者で借地

７－２　敷地の使用

共通仕様書１－９－２「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
利府しらかし台ＩＣ 内プラザ	約105m2	立入防止柵・立入防止柵の 出入口仮置場	工事期間中

８．関連施設その他との関係

共通仕様書１－１０「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（１） 道路関係

位　置	路線名	管理者名	摘　要
No.1　仮設計画図	町道	利府町	工事用道路①
No.1　仮設計画図	河川管理用通路	宮城県	工事用道路②
No.2　仮設計画図	町道	利府町	工事用道路②
No.4　仮設計画図	市道	富谷市	工事用道路①

（２）規制関係

道路及び位置	管理者名	摘　要
No.1　町道	宮城県警察　塩釜警察署	工事用道路①
No.4　市道	宮城県警察　大和警察署	工事用道路①

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（3）河川・水路関係

工事箇所	河川・水路名	管理者名	摘　要
No.1	藤田川	宮城県	二級河川

（4）電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	摘要
No.1 ①工事用道路 ②河川管理用通路	通信線、電力線	東日本電信電話㈱、 東北電力㈱	架空
No.2 ①工事用道路	通信線	東日本電信電話㈱	架空
No.3 ①工事用道路	通信線、電力線	東日本電信電話㈱、 東北電力㈱	架空
No.4 ①工事用道路	通信線、電力線	東日本電信電話㈱、 東北電力㈱	架空

（5）その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

9．作業日及び作業期間に関する事項

9－1　作業抑制期間

共通仕様書1－13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期　間	日　数	区　間	摘　要
毎年4月下旬～5月上旬	約10日間	施工箇所	ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ
毎年8月上旬～8月中旬	約10日間	施工箇所	夏期混雑期
毎年12月下旬～1月上旬	約10日間	施工箇所	年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

9－2　工期に関する事項

9－2－1　余裕期間

本工事は共通仕様書1－12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、

工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

１０．関連工事に関する事項

１０－１　関連工事

契約書第２条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	工程調整	通年	当社	㈱ネクスコ東日本エンジニアリング

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

１１．工程表及び履行報告に関する事項

１１－１　工程表

１１－１－１　工程表

共通仕様書１－１９－２「工程表の提出」に規定する工程表は様式－７のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

（１）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。

（２）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。

（３）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。

（４）工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
準備工	
工区No.1	捨土掘削、かご枠工、水抜きボーリング工、立入防止柵撤去設置工
工区No.2	捨土掘削、かご枠工、水抜きボーリング工、立入防止柵撤去設置工
工区No.3	捨土掘削、かご枠工、水抜きボーリング工、立入防止柵撤去設置工
工区No.4	捨土掘削、かご枠工、水抜きボーリング工、立入防止柵撤去設置工、砕石竪排水工

雑　工	上記以外
後片付け	

１１－２　履行報告

共通仕様書１－１９－３「履行報告」に規定する履行報告は様式－８及び本特記仕様書１１－１－１「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

（1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（　）で記入する。

（2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

１２．工事用道路に関する事項

１２－１　工事用道路の指定

共通仕様書１－２２－１「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「仮設計画図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

工事箇所	番　号	路線名又は場所	巾　員	延　長	路　面	用　地	施工者	備　考
No.1	1	①工事用道路(No.1仮設計画図)	2.0 m	140 m	舗　装	無　償	当該工事	既　設
	2	②河川管理用通路(No.1仮設計画図)	3.0 m	120 m	砂　利	無　償	当該工事	既　設
	3	③工事用道路(No.1仮設計画図)	3.0 m	70 m	－	無　償	当該工事	新　設
	4	④工事用道路(No.1仮設計画図)	図　示	60 m	－	借　地	当該工事	新　設
No.2	5	①工事用道路(No.2仮設計画図)	3.5 m	38 m	舗　装	借　地	当該工事	既　設
	6	②工事用道路(No.2仮設計画図)	6.0 m	61 m	－	無　償	当該工事	新　設
No.3	7	①工事用道路(No.3仮設計画図)	6.0 m	17 m	－	借　地	当該工事	新　設
	8	②工事用道路(No.3仮設計画図)	3.0 m	83 m	－	無　償	当該工事	新　設
	9	③工事用道路(No.3仮設計画図)	図　示	47 m	－	借　地	当該工事	新　設
No.4	10	①工事用道路(No.4仮設計画図)	3.0 m	360 m	舗　装	無　償	当該工事	既　設

１２－２　工事用道路の使用条件

上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである。

番　号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間
1	①工事用道路（No.1仮設計画図）	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
2	②河川管理用通路（No.1仮設計画図）	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
3	③工事用道路（No.1仮設計画図）	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
4	④工事用道路（No.1仮設計画図）	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
5	①工事用道路（No.2仮設計画図）	8：30～16：30	8：30～16：30	不可
6	②工事用道路(No.2仮設計画図)	8：30～16：30	8：30～16：30	不可
7	①工事用道路(No.3仮設計画図)	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
8	②工事用道路(No.3仮設計画図)	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30

9	③工事用道路(No.3仮設計画図)	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30
10	①工事用道路(No.4仮設計画図)	8：30～16：30	8：30～16：30	可　8：30～16：30

１２－３　工事用道路の維持・補修

（1）本特記仕様書１２－１「工事用道路の指定」に示す番号１、５，１０の散水・清掃等の維持は受注者が行い、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１２－４　工事用道路の使用について

受注者は、設計図書及び監督員の指示に従って、本特記仕様書１２－１「工事用道路の指定」に示す番号２、３、４、６、７、８、９、１０に敷鉄板を敷設するものとする。

なお、敷鉄板撤去完了後は監督員に通知し復旧状況等の確認を受けるものとする。これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１３．保安に関する事項

１３－１　工事用車両の運行速度

一般道の走行にあたっては法定速度及び過積載の防止等法令を遵守するものとする。特に人家連担区域や小学校の通学路等の走行にあたっては、十分な安全教育を行い通行するものとする。

１３－２　工事用車両の区別

共通仕様書１－２５－２「交通安全」（２）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

工事用車両標示板参考図

仙台北部道路
Ｒ８仙台東管内のり面補強工事
工　事　用　車　両
受注者名（□□）

材質：耐水合板、強化プラスチック、
　　布製又はラミネート加工した印刷物等
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法
色彩：下地黄色、文字黒色
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）
□□：受注者車両の通し番号

１３－３　標識等の設置

共通仕様書１－２５－１「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板，標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード，保安灯等により交通車両及び一般通

行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

１３－４　現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

１３－５　飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

１３－６　工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

１３－７　工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として仙台東管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び 交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

１３－８　保安に関する費用

本特記仕様書１３－２「工事用車両の区別」、３「標識等の設置」、４「現場内の安全整備」、５「飛散防止対策」、６「工事に使用する移動用発電設備等について」、７「工事着手前安全検討会」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１４．環境保全に関する事項

１４－１　砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

１４－２　汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１４－３　騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

１４－４　環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１５．再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

１５－１　再生資材の使用

（１）再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
かご枠工 2.0m・0.5m・1.2m（3段）	再生クラッシャラン	約22m3	

（２）受注者は前項（１）示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会（様式－９）を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

１）建設汚泥再生品にあっては、当該工事現場から概ね５０㎞の範囲内の再資源化施設とする。

２）再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね４０㎞の範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が１．５時間の範囲内）の再資源化施設とする。

３）上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる３施設程度とする。

（３）受注者は前項（１）に示す再生クラッシャランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４）受注者は前項（２）による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告（様式－１０）し、その指示に従うものとする。

１５－２　建設副産物の処理方法

（１）建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
建設発生土	当該現場	捨土掘削	約330m3	最終処分

（２）「建設発生土」の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	㈱ホツマプラント	宮城県多賀城市 宮内1-14-15	No1～No3　土砂及び土砂（表土） 受入時間　8：30～12：00、 13：00～16：30、夜間不可 草根混じり土砂受入れ可能
	㈱ランド	宮城県仙台市青葉区 芋沢字青野木256	No4　土砂及び土砂（表土） 受入時間　8：00～12：00 13：00～16：30、夜間不可 草根まじり土砂受入れ可能

なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１５－３　再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は､関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１６．部分使用に関する事項

１６－１　工事の部分使用

共通仕様書１－４９－１「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇　所	使用開始時期	使用理由
工事箇所	各工事箇所の施工完了後	一般の用に供するため

１７．現場環境改善に関する事項

１７－1　現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書５．に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備　考
現場環境改善 （仮設備関係）	作業負荷の低減	
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書22－4「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策	
地域連携	社会貢献・地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

１８．道路構造物点検の実施

１８－１　初期点検の対象構造物

共通仕様書１－１７－３「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領　構造物編（令和５年４月）」（以下「点検要領」という。）第１編「総則」第４章「点検の対象構造物」に基づき、土工構造物（のり面保護施設、排水施設）とする。

１８－２　点検手法

点検は、点検要領第１編「総則」第６章「点検の実施」及び第２編「各種点検」第１章「初期点検」に基づき行うものとする。

なお、のり面については、のり面の整形時又はのり面対策工の施工前に目視による外観検査を行うものとする。

１８－３　点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

１８－４検査の記録

点検要領 第４編「記録・報告・措置」第１章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

１８－５　費　用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書１８－１「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１９．三者協議会に関する事項

１９－１　三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

１）沢乙地区における盛土のり面対策工の設計

２）富谷地区における盛土のり面対策工の設計

１９－２　三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添―１に示す「仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事　三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

１９－３　三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

１９－４　三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書１－５「設計図書の貸与、照査及び使用期限」及び１－１７「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

２０．設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和８年７月　東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはＮＥＸＣＯ東日本のホームページより入手が可能である。

２１．工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

２２．工事に関する共通事項

２２－１　技術提案に関する事項

２２－１－１　技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

（１）技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者に責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

（２）技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

・変更する合理的な理由に、設計図書等に示された条件変更的要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書「１-６５　ＶＥ提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

２２－１－２　技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。ま

た、履行途中であっても、共通仕様書「１－３０　検査及び立会い」、「１－４４　工事の出来形部分の確認及び検査」、「１－４６　一部しゅん功検査」又は「１－５０　中間技術検査」に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

２２－２　熱中症予防に係る対策費用

２２－２－１　定　義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

２２－２－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１　対象品目一覧表

項　目	品目名称	備　考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

２２－２－３　対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

２２－２－４　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

①　熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

②　実施状況が確認できる資料

③　支払実績が確認できる資料

２２－３　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

２２－４　快適トイレ

２２－４－１　定　義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

２２－４－２　仕　様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内　容
快適トイレに求める機能	（1）洋式（洋風）便器
	（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（3）臭い逆流防止機能
	（4）容易に開かない施錠機能
	（5）照明設備
	（6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）
付属品として備えるもの	（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（9）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900㎜以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、証明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

２２－４－３　打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

２２－４－４　費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで57,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各１基ずつ２基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

２２－５　クマ対策に係る対策費用

２２－５－１　定　義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

２２－５－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品　目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

２２－５－３　クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

（必要に応じて記載）なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による理工対象であることを報告書内に明記するものとする。

①　クマ対策毎の実施数量及び実施期間

②　実施状況が確認できる資料

③　支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

２２－６　社会情勢の変化に伴う費用の協議

２２－６－１　ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第２６条の適用対象外とする。

２２－６－２　原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、２２－６－１「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第２６条に基づき発注者に協議するものとする。

２２－６－３　社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第２２条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

２３．工事細部に関する事項

２３－１　捨土掘削

２３－１－１　定　義

共通仕様書２－６－１「定義」（３）に示す作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂Ａ	各施工箇所における下記作業 ・土砂等の掘削 No.１ 土砂Ｅ、No.２～No.４ 土砂Ｂ ・掘削土の積込み ・本特記仕様書１５－２に示す処分場への運搬・処理
捨土掘削 土砂（表土）Ａ	各施工箇所における下記作業 ・掘削箇所の表土剥ぎ取り No.１～No.４ 土砂Ｅ ・表土の積込み ・本特記仕様書１５－２に示す処分場への運搬・処理

２３－１－２　施　工

共通仕様書２－６－５施工に以下の項目を追加するものとする。

（１０）支障物

支障物を発見した場合は監督員に報告し、処分費等については別途協議するものとする。

２３－１－３　支　払

共通仕様書２－６－７「支払」に規定する単価表の項目に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2－（ 4）	捨土掘削	
	土砂	m3
	土砂（表土）	m3

２３－２　かご枠工

２３－２－１　材　料

共通仕様書４－２５－２材料に以下の項目を追加及び変更するものとする。

かご枠工に使用する材料は設計図書及び次のとおりとする。

（１）鋼製かご枠

かご枠寸法は、長さ　２，０００ｍｍ、高さ　５００ｍｍ、幅　１，２００ｍｍとし、めっき処理済みの材料とする。

端尺部については、かご枠寸法を長さ　１，０００ｍｍ、高さ　５００ｍｍ、幅　１，２００ｍｍとし、延長を調整する。

なお、前面勾配は１：１．０とする。

（４）止め杭

止め杭はＪＩＳ Ｇ ３４４４（一般構造用炭素鋼鋼管）の規定に適合するものでなければならない。 また、防せいは溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛の付着量は、ＪＩＳ Ｈ ８６４１（溶融亜鉛めっき）のＨＤＺＴ５６と同等以上の規定に適合しなければならない。

（５）基礎材

基礎材は、再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）を使用するものとする。

２３－２－２　施　工

共通仕様書４－２５－３施工を以下の項目に変更するものとする。

（１）かご枠は堅固な地盤に据付けるものとし、平坦性などに留意して施工を行うものとする。また、中詰材を十分に充填し、設計図書に示された断面形状に仕上げなければならない。

（２）背面埋戻しは、鋼製のかご枠の背面と盛土の間にクラッシャラン（C-４０）を投入し、排水の阻害とならない程度の転圧・整形を行い仕上げるものとする。なお、これによりがたい場合は別途監督員と協議し定めるものとする。

（３）止め杭は最下段に打ち込み、かご枠がのり尻部に確実に固定され、容易にズレ等の発生が起きないよう適切に施工するものとする。

（４）吸出し防止材の重なりは羽重ねとし、重ね幅は１０㎝以上とする。

（５）基礎材は、材料を敷均し、締固め機械で十分に突固め所定の厚さに仕上げるものとする。

２３－３　立入防止柵撤去設置工

２３－３－１　定義及び発生材の処理

共通仕様書１５－９－１「定義」、１５－９－２「種別及び発生材の処理」に下記を追加する。

（１）立入防止柵撤去設置工及び立入防止柵の出入口撤去設置工は、撤去材料を再使用し原形復旧することをいう。撤去した材料は利府しらかし台ＩＣ仮置場平面図に示す「立入防止柵・立入防止柵の出入口仮置場」に運搬し保管するものとする。これに要する費用については契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、受注者の責によらず撤去材の再使用が不可能となった場合については、監督員の指示によるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２）立入防止柵が撤去されている期間中は、第三者が立ち入らないよう対策を講じるものとし、これに要する費用については諸経費に含むものとする。

なお、監督員が特別な対策を指示した場合はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２３－４　交通保安要員

２３－４－１　種　別

（１）共通仕様書１９－４－２「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 （拘束時間（※１））	休憩時間における 交代要員の計上（※１）	備　考
交通誘導警備員Ｂ	08:30～16:30 (08:00～17:00)	無	

（※１）積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（２）交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置 人数	休憩時間における交代 要員（※１）	配置期間
交通誘導警備員Ｂ	No.1 交通保安要員配置図 ・工事車両出入口	１人	－	土運搬及び 敷材搬入出の都度
	No.2 交通保安要員配置図 ・工事車両出入口			
	No.3 交通保安要員配置図 ・工事車両出入口			
	No.4 交通保安要員配置図 ・工事車両出入口			

（※１）積算条件の明示であり指定するものではない。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２３－４－２　交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

２３－４－３　交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書１９－４－３「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

２３－５　砕石竪排水工

２３－５－１　定　義

砕石竪排水工とは、盛土のり面をスリット状に掘削し、その置き換えとしてクラッシャラン（Ｃ－４０）を設置し盛土の中の排水を促すものである。

２３－５－２　材　料

（１）排水層用砕石

盛土のり面掘削部の置き換えに使用する材料は、クラッシャラン（Ｃ－４０）とする。

（２）排水管

排水管に使用する材料は、「土工施工管理要領 Ⅶ. 用排水溝構造物工」４－２－１に示す高密度ポリエチレン管の規格に適合するものとする。

（３）不織布

排水管を巻く不織布の材料は、合繊不織布（t=10㎜）を使用するものとする。

（４）覆土

覆土は現場発生土を使用するものとする。

２３－５－３　施　工

（１）砕石スリットの掘削後は速やかにクラッシャラン（Ｃ－４０）で埋め戻すものとする。

クラッシャラン（Ｃ－４０）の敷均しにあたっては、排水効果を下げるような泥土等の混入がないよう一層３０㎝以下で敷均しを行い、その後仕上げ整形を行うものとする。

（２）排水管の設置にあたっては、滞水しないよう排水勾配を確保するものとし、クラッシャラン（Ｃ－４０）の整形によって排水管が変形、位置ずれしないよう施工しなければならない。

（３）砕石スリットの掘削にあたって、地山が安定しない場合は速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２３－５－４　数量の検測

砕石竪排水工の数量の検測は、設計数量（m3）で行うものとする。

２３－５－５　支　払

砕石竪排水工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う排水用砕石、排水管、不織布、覆土等砕石竪排水工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

項目番号	単価表の項目	検測の単位
特－（ 1)	砕石竪排水工	m3

２３－６　流末処理工

２３－６－１　定　義

流末処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う水抜きボーリング孔からの排水を流末まで誘導することをいう。

２３―６－２　材料及び施工

流末処理工に使用する材料は、JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）及び「土工施工管理要領 Ⅶ. 用排水溝構造物工」４－２－１に示す高密度ポリエチレン管の規格に適合するものとし、側溝まで確実に誘導するものとする。

２３－６－３　数量の検測

流末処理工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

２３－６－４　支　払

流末処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うＤＶ継手、固定アンカー等流末処理工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

項目番号	単価表の項目	検測の単位
特－（ 2）	流末処理工	m

２３－７　割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第１章「表１－３割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
敷鉄板費	作業ヤード整備のための敷鉄板の設置撤去維持に要する費用をいう。

２４．補足事項

２４－１　設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、本工事に追加する場合がある。これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

・水抜きボーリング工に伴う汚泥処理

２４－２　工事記録の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－５１－２「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和８年７月版とする。

（２）受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報　完了届（様式－１１）」をしゅん功届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの

照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報　チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

（３）工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

２４－３　緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

（１）非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報

（２）発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起

（３）負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

様式－1

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費計画書の提出について

（工事名）　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以　　上

様式－2

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

（工事名）　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

１．契約締結年月日　　年　　月　　日

２．契約番号　　○○○○○○○○○○○○○○○○

３．工　　期

１）当初工期	自）	年　月　日	
	至）	年　月　日	
２）変更工期	自）	年　月　日	
	至）	年　月　日	

４．協議額　　￥　　円
（増加費用に係る一般管理費等を含まない）

５．協議額内訳　　別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以　　上

様式－2　別添

変更間接工事費計画書

（工事名）　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－3

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

（工事名）　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

年　　月　　日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以　　上

様式－4

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

材料調達変更計画書の提出について

（工事名）　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

標記工事について、工法変更指示書Ｎｏ．○○○に基づき、提出いたします。

記

（添付）
・材料調達変更計画書

以　　上

様式－4　別添

材料調達変更計画書

（工事名）　　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－5

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

材料調達実績報告書の提出について

（工事名）　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5)×(6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以　　上

様式－6-1

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事
受注者名	
提案項目	例）バイオ燃料対応機械の活用

１．提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

様式－6-2

カーボンニュートラル施工計画書

工　事　名	仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとした取り組み	例）バイオ燃料対応機械の活用

１．提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

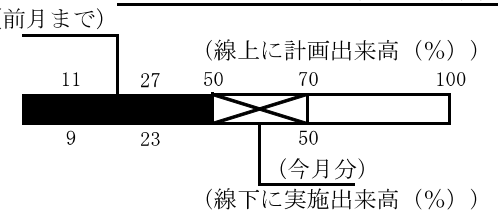
様式－7

年　　月　　日

東北支社　仙台東管理事務所

工　　程　　表

（工事名）　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事



受注者 ○○株式会社

工事区間

自）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

至）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

工期

自）　　年　　月　　日

至）　　年　　月　　日　（○○○日）

項目	数量	単位	○○年度												○○年度												○○年度					摘要
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
準備工	1	式																														100%
工区No.1	○○○	式																														90%
工区No.2	○○○	式																														80%
工区No.3	○○○	式																														70%
工区No.4	○○○	式																														60%
雑　工	○○○	式																														50%
後片付け	○○○	式																														40%
0	0	0																														30%
0	0	0																														20%
0	0	0																														10%
																																0%
全体																																

様式－8

令和　　年　　月分工事履行報告

（工事名）　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事
受　　注　　者 ○○株式会社
現 場 代 理 人 ○○　○○
契　約　金　額

工期　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日　（○○○日間）

項目	設計数量	契約金額	換算率（%）	累計出来高（%）	前月出来高（%）	今月出来高（%）	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

様式－9

年　　月　　日

○○リサイクルセンター○○工場
管理責任者　○○　○○　殿

会社名 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

１．工事名：　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

２．工期：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３．発注者：　東日本高速道路㈱ 東北支社　仙台東管理事務所

４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量（m^3）	使用予定月

５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ケ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。

６．情報提供先及び連絡先
会社名：
TEL:
FAX：
担当：

以　　上

（別記様式）

宛先：○○建設株式会社

○○リサイクルセンター　○○工場
担当者：○○　○○

再生資材の供給可能量の情報提供について（○月○日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m^3）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m^3
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物１３Ｆ		舗装再生便覧による		

添付資料　　品質証明書

様式－10

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

再生資材供給可能量報告書

工事名　仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

使用時期	利用用途	使用数量（m^3）	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	－	×	

×：要求される品質が確保されない場合
－：供給不可の場合

様式－11

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

工事記録情報　完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路㈱　東北支社　仙台東管理事務所
工事件名	仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事

No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

別添－１

仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事　三者協議会協定書(案)

（工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議）

仙台北部道路　Ｒ８仙台東管内のり面補強工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱東北支社仙台東管理事務所長（以下「発注者」という。）と○○建設㈱（以下「施工者」という。）及び○○コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総　則）

第１条　発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構　成）

第２条　三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

１）発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

２）施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

３）設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第３条　三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱仙台東管理事務所に置き、改良Ｉを連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

１）施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

２）第４条第１項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

２　発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第４条　三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

１）のり面対策工の調査設計

２）上記に係る施工計画

２　施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の１０日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

３　発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。

４　施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の１０日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

５　発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の７日前までに通知するものとする。

（三者協議会の費用負担）

第５条　三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

２　発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。

３　設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。

４　発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から３０日以内に支払うものとする。

（三者協議会の成果の取扱い）

第６条　三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

２　施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。

なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。

３　原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。

４　設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の３者で協議して対処するものとする。

（設計変更の対応）

第７条　当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

２　前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

（協定書の有効期限）

第８条　本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

（請負契約書条項との優先順位）

第９条　本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

（その他）

第10条　この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の３者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書３通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和00年00月00日

発注者

施工者

設計者